

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和7年11月18日

多摩市議会議員 おにづかこずえ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 多摩市健幸ポイント事業 TAMA るんるんについて
- 2 がん検診について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和7年11月18日	No. 10
	午後2時10分	

1 多摩市健幸ポイント事業 TAMA るんるんについて

10月より「TAMA るんるん」がスタートしてから様々な取組みが行われていると思います。

ポイント事業については全国でも行われており、少し紹介しますと大阪府の「おおさか健康マイレージ アスマイル」は、歯磨き、朝食、ウォーキング、健診などポイントが溜まります。毎週毎月溜まったポイントの抽選会を行い、当選品はコンビニコーヒー、スマージー、電子マネー、プリペイドカードと幅広く65歳以上の人には特定の条件のもと電子マネープレゼント、大阪全体で43万人が参加、大阪市では癌検診や、介護予防ポイント事業として高齢者が介護施設のボランティアに参加すると、一万円まで換金できる報酬ポイントが貰えます。

新潟県ではアプリ参加者は非参加者より年間の医療費が7万円削減されており、運動教室参加者は年間10万円の削減になっています。

多摩市のTAMA るんるんにも大変期待しているところです。

東京都では世田谷区が国民健康保険健康ポイント事業を行なっています。国民健康保険に加入している、40歳から74歳までの区民が特定検診やウォーキングなどでポイント獲得、1000ポイント毎に抽選が行われ3000円の「せたがや pay」が受け取れ、世田谷区内の特定の商店街とのスタンプラリーなどに参加することもあります。

上記を踏まえて質問致します。

- (1) 目的、目標はどのように考えているか伺います。
- (2) ポイント獲得する為の種類や日々獲得しやすいポイントを伺います。
- (3) 説明会では登録のお手伝いもしますか伺います。
- (4) 何ポイント毎に抽選でどのような賞品が貰えますか伺いします。
- (5) ウエラブル端末とはどの様な機器でしょうか伺います。
- (6) 個人情報はどのように保護されますか伺います。

2 がん検診について

がん検診は、がんを早期に発見し適切な治療に繋げることでがんによる死亡率を下げるために非常に重要です。

日本人の二人に一人ががんに罹患すると言われています。多くのがんは初期段階では自覚症状が無いため、定期的な検診が欠かせません。早期に発見出来れば、治癒率が高くなり、身体的経済的な負担も軽く済む事が期待できます。

厚生労働省の指針では、胃がん・乳がん・子宮頸がんは2年に一度、大腸がん・肺がんは毎年の検診が推奨されています。

項目別質問内容

3 / 3枚

上記を踏まえて質問致します。

- (1) 受診率と検査を受けた結果がんが見つかった人数を伺います。
- (2) 受診率を上げる為にはどの様な工夫をされているか伺います。
- (3) 一部のがん検診は抽選とありますが直近ではどのくらいの人数が受けられていないのか伺います。
- (4) ウィッグの助成5万円の利用者数と上限の予算、利用者の人数を伺います。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和7年11月19日

多摩市議会議員 岩崎 みなこ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

1 すべての基となる、給食センター建替の基本計画について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和7年11月19日	No. 11
	午前10時9分	

1. すべての基となる、給食センター建替の基本計画について

本市は、子どもの権利を保障し、こどもまんなかを謳っています。市内にはその子どもたちの学びや育ちを支える様々な公共施設がありますが、中でも、給食センターは大変重要な施設と言えます。子どもたちが、給食の時間や人気の献立を楽しみにしているという声をよく聞きます。同時に、小学1年生から中学3年生までの子ども期の半分の9年間、体の成長を支えるだけでなく、食文化に触れ、豊かな心を育む、食育の拠点となる施設と言えます。市のホームページの施設概要では、「平成18年12月から衛生面の強化（調理室をドライシステム化）及び強化磁器食器の導入や耐震補強のための改修・増築工事を、南野学校給食センター、永山第二学校給食センターの順に行い、平成20年4月から施設名称を南野調理所、永山調理所とし、安全安心な給食を提供しています。」とあります。

そのような給食センターも老朽化が進み、計画では、今、小学1年生の子どもたちが、小学3年生のころからお惣菜がお弁当になり中学2年生となる7年後の2032年、ようやく、新しい給食センターから惣菜含め、すべての給食が届けられることになります。そうなりますと、難しいことですが、その頃の社会やその先の社会を想定して計画を策定する必要があります。しかし、こどもまんなかであることや環境への配慮は今以上に求められるはずです。又、少子化は、進んでいくことも考えられますが、センター機能の省人化も進むでしょう。そのような様々なことを予測しながら、未来の子どもたちのためにどんな給食センターにすべきなのか、又は、したいのかを考えることは、今、おとなである、私たちの責務と言えます。

それでは、これらを踏まえ、子どもたちに安心安全な、且つ、地球環境に優しい、給食センターのあり方について、

以下、質問させて頂きます。

(1) 食器について

2025年第3回定例会の子ども教育常任委員会の協議会において、学校給食センターの建替に向けた進捗状況の報告がありました。

その中に、食器の入れ替えの記載があり、そこには、強化磁器食器からPEN樹脂食器への入れ替えとありました。

まず、そのことについて、お伺いします。

- ① 今回、強化磁器から、PEN樹脂食器に変更する理由をお聞きします。

- ② 給食センターの完成は、現段階の計画では、2032年3月を予定していると思います。まだ、7年も先ですが、給食センターの場合、基本計画において、食器など何か一つが決まると、それに基づいて、決められていくとお聞きしていますが、そのことについて確認します。
- ③ 建替において導入予定のPEN樹脂食器とは、どのような材質であるかをお聞きします。併せて、多摩市が気候非常事態宣言で「使い捨てプラスチックの使用を削減すること」と、掲げているプラスチックとは異なる材質なのか、整合性をどのように考えるのか、お聞きします。
- ④ PEN樹脂食器は耐用年数が5年から7年程度と聞いていますが、その際、全部の食器を取り替えることになるのかお聞きします。そうであれば、どのように廃棄するのか、手法をお聞きします。
- ⑤ 現在の強化磁器は年間破損数が千枚程と聞いています。そうであれば、経年劣化で総入れ替えするPEN樹脂食器と強化磁器を比較した場合、食器の総費用にどのような違いがあるのかお聞きします。
併せて、強化磁器をこのまま使用する場合、学校の設備や現状の備品などをどの程度、使用可能なのかお聞きします。
- ⑥ 現在、子どもたちが使用している強化磁器のメリット、デメリットをお聞きします。強化磁器は食育の視点からも適していると聞いていますが、ご認識をお聞きします。

(2) 洗浄について

多摩市は現在、界面活性剤を含む、洗剤を使用していると思います。しかし、石けんを使用している自治体もあります。先日の勉強会でも、事業者の方が「市がコンセプトを示してくれればその意向を最大限尊重したい」と、お話ししていました。昭島市さんは、食器は水圧と水温を調節して洗浄し、調理器具などは、石けんを使用しているそうです。以下、石けんの使用についてお聞きします。

項目別質問内容

4 / 4枚

- ① 多摩市教育委員会も、石けんが体や環境に優しいとの認識を持っていると思いますが、現在、石けんでの洗浄が難しいのは、どうしてなのか、お聞きします。
- ② 建替後の給食センターにおいては、グリーン購入法や、食器は子どもたちが、直接口に付けるものであるとの視点から、先進事例の自治体を参考に、安全、安心な、石油由来でない、水圧・水温や石けんの洗浄を要望しますが、お考えを伺います。

(3) 地場野菜の活用について

- ① ホームページの「今後の学校給食センター運営の全体計画について」に「食育を進める上で、地域の農業者との連携を深め、児童・生徒の地域における農業体験や生産農地の見学会の実施は極めて有効な学習となります」と地産地消を推進しています。地産地消を掲げ地場野菜の活用をすることは、現在も行っていると思いますが、さらに進めるためどのような課題があると認識しているか、お聞きします。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 給食の食洗機において石けん使用、若しくは、水温、水圧の設定により洗浄している自治体。
- ② 強化磁器食器と PEN樹脂食器のそれぞれの1枚の価格。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2025年11月16日

多摩市議会議員 小林憲一

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 物価高騰のなか、公共施設使用料値上げは「凍結する」との判断を求める…第3期「基本方針」の評価にも触れて
- 2 地方自治法第260条の49に基づく「指定地域共同活動団体制度」の条例化で、本当に、地域協創と地方自治の本旨（団体自治と住民自治）を発展させることができるのか？

答弁者

市長・教育長等

受付	令和7年11月16日	No. 12
	午後5時37分	

1. 物価高騰のなか、公共施設使用料値上げは「凍結する」との判断を求める…第3期「基本方針」の評価にも触れて

多摩市の公共施設のうち、公民館・コミュニティセンターなどについては、条例上は使用料が定められていましたが、社会教育の観点から「使用料免除」として長く無償で利用されてきたと理解しています。

しかし、渡辺幸子市政（2002年4月～）になって、市は、「受益者負担の原則」を前面に出し、公民館・コミュニティセンターなども含め公共施設の使用料の全面有料化に踏み切りました。以後、使用料の算定にあたっての「基本方針」を策定し、これに基づいて、使用料の改定（結果としての使用料値上げ）を、これまで5回にわたっておこなってきました。

使用料を算定する根拠となる「基本方針」については、2005年3月に第1期「基本方針」を策定し、2017年5月にこれを改訂し第2期「基本方針」を策定。今回、これが再改訂され、パブリック・コメント等も経て、2025年8月に第3期「基本方針」が策定されました。

今後、この改訂「基本方針」に基づき、各公共施設の使用料改定が具体化され、2026年第3回定例議会に該当する条例案が上程され、使用料改定というスケジュールになります。

私たち日本共産党市議団は、公民館・コミュニティセンターなどの「使用料有料化」に反対しました。そして、公民館・コミュニティセンターなどを利用したい方が、誰でも利用できるように、基本的には無料で使えるようになる必要があること、各施設の運営にあたって、たとえば電気代や水道料金のごく一部を負担してもらうとしても、誰でもが経済的負担の心配なく利用できるように、少なくともごく低廉な料金で利用できるようにすべきだと求めてきました。

しかし「有料化」以降、さきほど紹介したように、5度にわたる使用料改定がおこなわれ、そのたびに使用料が値上げされ、市民団体による自主的な活動が大きく制限されるようになってきているのが現状です。

特に今回、新しい「基本方針」のもとにおこなわれようとしている6回目の使用料改定の時期は、異常な物価高騰、実質賃金の低下、年金引き下げ、生活保護基準の引き下げ、医療・介護など社会保障の負担増の時期などとピッタリ重なります。こういう状況のなかで、使用料の改定（値上げ）がおこなわれようとしていることに、まずは市長が思いを致していただきたいと考えます。

また今年度から、協創推進室が本格稼働して、地域協創の取り組みが、来年度以降に向けて本格化している時期にも当たります。地域力の中核となるのは、さまざまな市民団体に集い、各種の公共施設を利用することによって、日々、地域力を高めている市民にほかなりません。身の丈を超える

使用料によって、これらの市民が、公共施設の利用を躊躇する、控えるというようなことがあってはならないと考えます。

そこで、今回の質問では、あらためて、使用料設定のもとになる、この「基本方針」の考え方、なかでも、「基本方針」の3つの柱である「1. 利用者負担の原則」、「2. 基本ルール」、「3. 柔軟な料金設定・利用方法」を取り上げ、これについての市長の見解を質すとともに、私の見解を述べたいと思います。

そのうえで、この「基本方針」への評価はさておき、とりわけ、この異常な物価高騰の時期であることをふまえ、公共施設の使用料値上げは「凍結すべき」だと要求します。そして、そのことは、市長による「地域協創」推進とも合致するものと考えます。

以上のこと들을まえ、以下、具体的に質問します。

(1) 2017年5月の第2期「基本方針」から、従来の「受益者負担の原則」という呼称を「利用者負担の原則」という呼称に変えました。しかし、呼称を変えただけで、内容は同じではないのか、見解をうかがいます。内容をも変えたのだとしたら、「受益者負担の原則」がどんな内容を指すのか、一方、「利用者負担の原則」がどんな内容を指すのか、お答えください。そして、なぜ変えることになったのか、あらためてお答えください。

(2) 公共施設はその性格から言って、「利用する方の経済的状況に左右されることなく誰でもが利用したいときに利用できる環境」が必要だと考えます。そのことについての市長の見解をうかがいます。

(3) 前項の質問に関わって、「利用する方の経済的状況に左右されることなく誰でもが利用したいときに利用できる環境」を想定した場合、無料若しくはごく低廉な使用料の設定が必要です。しかし、多摩市では、有料化に踏み切って以降、その算定ルールのもとで、原価が上昇するにしたがって使用料を引き上げるという道を辿ってきました。このことが、結果として、「利用する方の経済的状況に左右されることなく誰でもが利用したいときに利用できる環境」を奪うという矛盾をもたらしてきました。このことについて、市長の見解をうかがいます。

(4) 施設の性質別分類と利用者負担率について、タテの「民間に類似施設があるかどうかの度合い」と、ヨコの「選択的か必需的かの度合い」によって、利用者負担率の設定を変えるという考え方について、あらためて見解をうかがいます。

(5)前項の質問に関わって、特に、コミセンなどが、どうしてB（負担率25%）になり、公民館・消費生活センターなど社会教育施設が、どうしてC（負担率50%）になるのか、判然としません。見解をうかがいます。

(6)使用料設定にあたっての第3の柱の「柔軟な料金設定」の1つである減免制度・減免基準には、利用者の経済的格差が反映されていません。それはなぜなのか、見解をうかがいます。

(7)現在の社会状況、なかでも異常な物価高騰のもとで、また、「最低限、健康で文化的な生活をおくる」権利（憲法25条）を有する住民が、その権利を具体化するにあたって公共施設を利用できるようにするために、少なくとも当面、公共施設の使用料の値上げは凍結するという政治判断の余地はあるのかどうか、うかがいます。

2. 地方自治法第260条の49に基づく「指定地域共同活動団体制度」の条例化で、本当に、地域協創と地方自治の本旨（団体自治と住民自治）を発展させることができるのか？

2024年6月、当時の岸田政権のもとで地方自治法「改正」がおこなわれました。法「改正」の主要なポイントは2つあり、1つめは、中央政府による地方自治体への「補充的指示権」の容認、2つめは、「指定地域共同活動団体制度」の新設です。

1つめの「補充的指示権」の容認については地方自治法「改正」の前後に、当議会でもその問題点が指摘されました。成立前には、当会派の橋本由美子議員が、24年第1回定例会で「2000年の地方分権一括法による国と地方公共団体の対等関係を変えていくおそれがある」と指摘、成立後は、ネット・社民の会の岩崎みなこ議員が24年第3回定例会で「自治・分権の根幹における国と地方公共団体の対等関係が脅かされないか危惧する」と指摘しました。

それらの場で指摘された論点は、安倍、菅、岸田、石破、そして今の高市政権と続く自民党政治（現在は自民・維新連立政権）のもとで一貫してすすめられている「戦争する国家」づくりに地方自治体と住民を動員するための道具として「補充的指示権」が位置付けられているという点で、現在でもきわめて重要な問題です。また、岩崎議員の質問では、今回の質問で取り上げる「指定地域共同活動団体制度」の新設についても取り上げられていて、「指定地域共同活動団体」として指定された特定の団体を自治体が

恣意的に支援する可能性への懸念、また、随意契約や行政財産の貸付などに伴う問題点も指摘されています。

この「指定地域共同活動団体制度」を具体化するためには、市町村による条例化が必要ですが、この間、多摩市では、同制度を導入する要否について、自治推進委員会に諮問、この12月に中間答申、来年、最終答申を受けることになっています。最終的に同制度の導入を「必要とする」との答申であれば、これをふまえて条例化にすすむというスケジュールになると思われます。

以上の経過をふまえ、今回の質問では、24年の地方自治法「改正」で、その「補充的指示権」とセットになって新設された「指定地域共同活動団体制度」について、それが本当に地方自治の本旨、つまり団体自治と住民自治を発展・促進するものになるのか、それとも、それに逆行して「補充的指示権」と同様に、「戦争する国家づくり」の道具として活用されるものになってしまふのか、そのところを、今後、条例化にすすみうるという地点に立って、あらためて議論したいと考えます。

24年9月議会でのやりとりでは、「指定地域共同活動団体制度」の背景になっている「公共私の連携」は、多摩市がすすめる「地域協創」の理念と重なる、つまり親和性がきわめて高いとして、前向きに導入する意向が示されていたと考えます。しかし、この方向で、本当に「地域協創」がすすんでいくのか、「住民の福祉増進」につながるのか、十分、議論していくたいと思います。

繰り返しますが、この「指定地域共同活動団体制度」が、「戦争する国家づくり」につながる「補充的指示権」とセットで持ち出されてきているということから、この制度で想定されている、町内会・自治会を中心とした「地域運営組織」が、住民の任意の自治組織ではなく、行政の下請け機関になってしまう危険性があるからです。

わが国では、実際に、アジア太平洋戦争の最末期の1943年、地方制度改革の名の下に、部落会・町内会が、国・都道府県・市町村の末端組織として法的に位置付けられ、戦時下の「まちづくり」や「村づくり」の担い手

(総力戦遂行、衛生、食料、医薬品の配給等)となっていました苦い歴史があるから、なおさらです。

この「指定地域共同活動団体制度」が間違っても、「戦争する国家づくり」をすすめる中央政府の下請け機関とならないよう求め、以下、市長の見解を質します。

(1) 多摩市で、地方自治法第260条の49に基づく「指定地域共同活動団体制度」を導入するにあたってのスケジュールについて、お答えください。
また、条例化にあたっては、自治推進委員会での審議、庁内での議論に加

え、住民・市民の参画も踏まえる（24年9月議会での協創推進室長の答弁）としていますが、この具体化についてもお答えください。

（2）現状では、「指定地域共同活動団体制度」の下、指定する団体（以下、「指定団体」として、どのような団体を想定していますか。お答えください。

（3）「指定地域共同活動団体制度」に関わって、団体自治と住民自治を守るうえで、ひいては、「地域協創」を推進するうえで、さまざま指摘されている、次に列挙する課題について、あらためて市長の見解をうかがいます。併せて、これらの課題を、想定している条例化によって、どのように克服しうるのか、についてもお答えください。

①地方自治法第260条の49では、「地域共同活動」について、事務の処理というかたちで行政事務の代行的なものを想定するとともに、その受け皿としての「指定団体」の自主性も尊重するとしていますが、これは「指定団体」が行政の下請け機関となりうる可能性をも示しています。そのようになってはならないと考えますが、見解をうかがいます。

②「指定団体」は、随意契約や行政財産の貸付など特例措置を受けることになりますが、その分、指定要件を厳格にする必要があり、具体的には条例で定めることになっていますが、見解をお答えください。

③「指定団体」を、どのように指定するのか、具体的な手法をお答えください。

④「指定団体」への支援の中身について、見解をお答えください。

⑤「指定団体」の活動（特定地域共同活動）の中身について、見解をお答えください。

⑥「指定団体」が受ける随意契約や行政財産の貸付などの特例措置について、特定の団体にだけ、これら優遇措置を認めることができ、地域の多様な団体との連携、協働を図るうえで、妥当なのか、見解をお答えください。

⑦「指定団体」がおこなう活動についてのチェック態勢の構築と、不適正と判断した場合の必要な是正措置をどう構築するのか、お答えください。

⑧「指定団体」にならなかつた他の団体の取り扱いをどうするのか、行政によって結果的に排除されるというようなことにならないようにするための見解をお答えください。

（4）「指定団体」を設定し、住民とともに地域活動の一翼を担ってもらうにしても、行政の役割が消えるわけではありません。「指定地域共同活動団体制度」によって、行政の役割を後退させることができないようにしなければなりません。このことの担保について、うかがいます。

(5)前文で指摘したように、「補充的指示権」と「指定地域共同活動団体制度」とを2つの柱とする今回の地方自治法「改正」は、中央政府がすすめる「戦争する国家」づくりの一環と言わざるをえないと思います。かつて、アジア太平洋戦争最末期の1943年、地方制度改革の名の下に、部落会・町内会が、国・都道府県・市町村の末端組織として法的に位置付けられ、戦時下の「まちづくり」や「村づくり」の担い手（総力戦遂行、衛生、食料、医薬品の配給等）となった苦い歴史について、あらためて市長の見解をうかがいます。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ①質問1に関わって、公共施設の運営に係る総額と、そのうち、利用者による使用料負担額、及びその割合がわかる資料（2024年度決算または23年度決算で）。
- ②質問1-(2)にも関わって、公共施設のうち、社会教育施設（公民館など）やコミュニティ施設（コミュニティセンターなど）について、使用料を無料にしている自治体（多摩地域30市町村で）
- ③「指定地域共同活動団体制度」を条例として具体化している自治体名（つかんでいる範囲で）

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和7年11月19日

多摩市議会議員 いぢち恭子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

1 子どもたちに何を教えるか

—— 子ども版『防衛白書』の送付について

2 “住まい”を含む社会保障の拡充を

—— これからの居住支援について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和7年11月19日	No. 13
	午前11時19分	

項目別質問内容

1 子どもたちに何を教えるか —— 子ども版『防衛白書』の送付について
 今年7月、全国の小学校に子ども版『防衛白書』とも称すべき冊子が送付された、というニュースが流れました。社民党の調査と質疑によって、以下の事実が確認されています。

- ・ 文書は2021年度から毎年作成されており、『まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書 2024』は2024年度から配布。公立小学校約2,400校に対し6,100冊を無償で配布した。
- ・ 防衛省広報課が作成し、地方防衛局から文部科学省に配布について相談した。「各自治体の教育委員会の判断」との回答を受け、都道府県単位で配布を打診し郵送。
- ・ 教員向けのアンケート用紙が同送された。

現在ネットで公開されているのは『まるわかり！日本の防衛』と題された2025年版で、表紙に“防衛白書”的文字はありません。しかし内容的にさしたる変更はなく、いまだ多くの問題点を含んでいます。以下に主要な3点を挙げます。

- ① “憲法9条”“非核3原則”に関する記述が削除されている。
- ② 具体的な国名を挙げて国際的緊張関係について説明している。
- ③ 安全保障の手段として抑止力のみが強調されている。

この文書について文部科学省は、防衛省と事前の話し合いもなければ内容の確認もしなかったと回答しています。「もともとは学校図書館に置くという話だった」「各自治体の判断に委ねる」と説明していますが、子どもの教育を司る省庁として責任ある対応だったと言えるのか、疑問が残ります。

防衛省は配布先をなぜか明らかにしませんが、本市には配布されていないとのことです。とは言えこのように不明瞭な状況では、いつどんな理由でどのような文書が突然送付されて来るのか、全く予断を許しません。

以下、質問します。

- (1) 教育行政の外部から市内小・中学校に送付される文書・冊子等について、多摩市ではどのように取り扱われていますか。
- (2) 今回取り上げた冊子が本市、もしくは市内各校に送付された場合、どのような対応がなされますか。
- (3) 市は、冊子の内容を子どもへの教育に資するものだと判断しますか。
- (4) 学校に向けた文書の発送について、文部科学省がその内容に閑知しないというのは通例のことですか。

項目別質問内容

2 “住まい”を含む社会保障の拡充を —— これからの居住支援について
年々、住宅に関する市民相談をいただく機会が増えてきました。生活困窮ま
では至らずとも、経済的理由で家屋のメンテナンスに手が回らないケースが目
立ちます。特に水道管の補修などは生活を支える基礎的インフラの一つで、対
応を後回しにできるものではありませんが、その費用を捻出できないとなると
事態は相当に深刻です。

また、住宅確保要配慮者への対策も重要です。本市の住宅ストック対策事業
では、居住支援の相談窓口を「しごと・くらしサポートステーション」の中に
置き、生活支援対策の一環として事実上運営している点を非常に心強く感じて
います。高齢者のみの世帯、ひとり親世帯、障がいをお持ちの方を含めたあら
ゆる“困難を抱えた生活者”的支援には、その土台となる“安心できる住ま
い”的確保が欠かせません。

「住まいは人権」と考え、福祉的観点で住宅問題を捉える立場から以下、質
問します。

(1) 高齢化による家計の変化、物価高騰から来る積立資金の減少等の理由
で、住宅の修繕・再整備がままならないというご家庭が増えています。
最悪の場合、その住宅での生活を維持できないケースも想定されます
が、市もしくは国・都にどのような支援メニューがあるのでしょうか。

- ① 住宅に関する市民の悩みや相談について、またその解決策について、市
はどのような認識を持っているかを伺います。
- ② 住宅の補修に関して、部分的であれ公費による補助は可能ですか。
- ③ 居宅のまま生活保護の受給者となった場合、家屋のメンテナンスに関する費用はどうなりますか。

(2) 格差と貧困が広がる一方の現在、住宅確保要配慮者の数が増加するだけ
でなく、問題がより複合化していると感じます。居住支援相談は着実な
成果につながっているようですが、それが包括的な「支援のはじまり」
になるべきケースもあるのではないかと感じます。

- ① 住まいについて困っている方は、それ以外にも何らかの困難を抱えている
可能性が高いのではないかと推測します。「住まい」を取り口にした
生活支援の必要性について市側の認識を伺います。
- ② 住宅確保が困難な方を受け入れる場合、オーナーの側にもある程度のリ
スクが想定されます。セーフティ住宅の登録をしているオーナーとの情
報交換や意見交換、またトラブルがあった場合のサポート体制について
伺います。
- ③ 居住支援を目的とする民間団体との連携について、市側に認識と現状を
伺います。